

## Showfields におけるデジタルマーケティング事業 in NY 免責事項

独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO)  
デジタルマーケティング部 デジタルマーケティング課  
TAKUMI NEXT 事務局

### 1. 参加者の資格

- (1) 我が国の貿易業者、生産業者等（工業会、輸出入組合及びこれに類する貿易関係団体並びに地方公共団体等は除く。）商社や代理店など、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者生産者の承諾を得た上での共同提案を行うこと。
- (2) 前項に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、参加者の資格を有しないものとします。
- (3) 自社の商品の海外への輸出・テストマーケティング・商談の実施を目的とする企業であること。
- (4) ビジネス英語の対応（翻訳ソフト等の使用も含む）が可能な役員や海外展開の責任者など、意思決定権を有する者がプログラムに参加できること。
- (5) 販売開始までに商品が米国の輸入規制をクリアしていること。
- (6) バイヤーとのビデオ面談、メールもしくはチャットができる IT リテラシーがある者がプログラムに参加できること。
- (7) 出展にかかる免責事項に同意できること。
- (8) 事業成果把握のために JETRO 事務局が行うアンケート等を通じて、海外展開に繋がる商談成約およびその見込みについて報告し、事業成果普及に協力できること。
- (9) 以下①～④を全て満たしていること。
  - ①訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
  - ②応募者および所属機関の役員が、現在、反社会的勢力（反社会勢力の定義は、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規定」を参照）に該当せず、かつ関係を有しないこと。また将来にわたっても反社会的勢力との関係を持つ意思が無いこと。
  - ③公序良俗に問題のある事業に係る応募でないこと。
  - ④公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条に規定する風俗営業等）に係る応募でないこと。

### 2. Showfields での販売・展示物

- (1) 次に該当する物は禁止又は制限します。
  - (a) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
  - (b) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、ある

いはその恐れがある物

- (2) 上記(a)(b)に該当する等、ジェットロが掲載物を不相当と判断した場合は、参加物を取り下げていただくよう依頼します。
- (3) 掲載商品が我が国の関税法により輸出が禁止されているものでないこと。外国為替および外国貿易法などの関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合には、参加者の責任において事前に必要な許可等を取得することを保証いただきます。
- (4) **製品について、店舗内での展示用・販売用として合計 10~15 ユニット（色や形などのバリエーションも含む）を指定日までに国内指定場所へ発送いただく必要があります（送料は参加企業ご自身にご負担いただきます）。10~15 ユニットの数量を発送された場合は、着払いにてご返送させていただきます。なお、残った在庫と展示用サンプルについては、事業終了後に各社に着払いで返送されます。**
- (5) 製品は店舗内で販売され、その売上額（小売価格は、原則日本企業が決定できます）は全額、日本企業に支払われます。**ただし、Showfields 店舗における決済手数料（販売価格の 2.9%+10 セント/商品）および税金は差し引かれます。事前の買取ではなく、委託販売形式となります。**なお消費者からの返品については、Showfields 社の返品ポリシーに沿って処理され、本事業終了後に在庫と併せて返送されます。
- (6) 発送に先がけ、ジェットロが提供するフォーマットでインボイス（商品の内訳、個数等を記入したもの）及び現地での小売価格（ドル建て、税込み）を期日までにご提出いただく必要があります。
- (7) 製品を輸送するにあたり、製品登録等の輸入関連手続きが必要となる場合があり、その場合には、必要となる書類等の提出を依頼させていただく場合があります。
- (8) 商品情報や企業情報等、販売に必要な情報について、Showfields が指定するフォームにて期日までにご回答頂く必要があります。
- (9) 参加製品の配置場所、展示方法、および在庫の保管場所については、Showfields 並びにジェットロが協議の上決定するものとします。

### 3. 参加料金

- (1) 参加料金は、「無料」です。
- (2) 支援サービスには、次のメニューが含まれます。
  - ①実店舗における販売・デジタルマーケティング
  - ②取得データに基づくフィードバックレポートの提供
  - ③SNS 等を活用したデジタルプロモーション
  - ④（1 回目の発送につき）商品の日本国内指定場所⇄Showfields への輸送費（各社⇄日本国内指定倉場所の輸送費（残った在庫と展示用サンプルの返送費含む）、2 回目以降の追加発送費（各社⇄Showfields）については参加企業ご自身で負担いただきます。）
- (3) 支援サービス以外の経費  
**※資料作成に係る翻訳費や通信費、通訳費ほか、参加にあたり上記 (2)に記載する支援**

**メニュー以外にかかる経費は参加企業ご自身で負担いただきます。**

#### 4. 参加の取り決め

- (1) 参加申し込みは、本案内が定める期日までに、本案内および参加案内書に指定する方法で行うものとします。
- (2) 本事業の募集対象は参加案内書に記載の「お申込み資格」の要件を満たす企業になります。Showfields、TAKUMI NEXT 事務局による審査を合格した企業に対して、採択通知を行います。
- (3) 参加申込以降、参加者の都合で参加の取り消しをする場合は、速やかにジェトロに連絡をすることとします。自己都合によるキャンセルは、今後ジェトロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。
- (4) 参加承諾、取り決めの無効及び解除  
ジェトロは、参加者が本参加案内書にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。この場合、ジェトロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロが当該参加に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求いたします。但し、参加者は参加の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェトロにこれを賠償請求できないものとします。
- (5) 参加者は参加権を転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

#### 5. キャンセルポリシー

- (1) 参加希望連絡の確認後は、原則としてキャンセルは受け付けておりません。
- (2) やむを得ない事情で参加を取りやめたい場合は、速やかにジェトロデジタルマーケティング課（ [DNA-project@jetro.go.jp](mailto:DNA-project@jetro.go.jp) ）あてにご連絡ください。

#### 6. 事業の中止等

- (1) ジェトロは次号などの場合、本事業の開催並びに商談用サンプルの輸送を取りやめることが出来るものとします。
  - ①戦争、政情不安、天災、新型コロナウイルス等の感染症、その他ジェトロの責任に帰することの出来ない事由により展示会が延期・中止となった場合、または本事業の開催が困難になった場合
  - ②事業期日、方法等の条件に変更があった場合
  - ③外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしての事業実施が不適当もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、準備に要した経費、本事業への参加のために参加者が支出した費用や、事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害について、ジェトロはこれを負担しません。

## 7. 定めのない事項の発生

- (1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、ジェットロはその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、ジェットロはすみやかに参加者に通知するものとし、参加者はジェットロの決定した対策に従うものとします。

## 8. 反社会勢力の排除

- (1) 参加者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
  - ①親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
  - ②反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
  - ③反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
  - ④反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
  - ⑤反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行う予定があること。
  - ⑥自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
    - イ 暴力的な要求行為。
    - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
    - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。
    - ホ 前各号に準ずる行為。
  - ⑦その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- (2) 出品者が、前項9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、Showfieldsでの販売・展示の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、参加者からの償還請求には応じられません。
- (3) 前項9.(2)の定めに基づき、Showfieldsでの販売・展示の取り決めに解除した場合、参加者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。

- (4) 上記 9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加者が、上記 9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について参加者に対し賠償請求が可能なこととします。

## 9. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 10. 免責

- (1) **ジェットロは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェットロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。**
- (2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切その責任を負いません。7.「事業の中止等」及び 8.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる参加者の損害及び不利益等について、ジェットロは一切その責任を負いません。また、参加にあたり規制の変更・強化があった場合は、参加ができなくなるケースが発生した場合も、ジェットロはその責任を負いません。
- (3) 本案内および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとします。
- (4) 本事業は、Showfields におけるデジタルマーケティング事業 in NY」へ参加するものですが、全体事業スキームは変更になる場合があります。
- (5) 商談進捗状況の確認・実績報告書・アンケートへご協力いただけない場合には、ジェットロの支援を中止する場合があります。また、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- (6) 本事業への参加にあたって使用する各種アプリケーションの利用に伴い発生した個人情報流出や、PC・その他関連機器の故障等に関連する一切の損害について、ジェットロはこれを負担しません。
- (7) 各種アプリケーションの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- (8) 本事業で提供するマニュアルや映像などの各種コンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）は、本事業参加の用途のみにご利用ください。コンテンツを著作権者の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は刑事責任を問われる可能性があります。
- (9) 本事業の商談時の様子の録画、複製(ダウンロードのほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。)、上映、公衆送信(送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。)、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は、目的の如何を問わず、お断りさせていただきます。
- (10) 本事業の商談時の様子を商談相手等の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒

布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、商談相手等の肖像権等を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。

- (11) お客様がご使用の PC 環境、インターネット回線の状況等が、関連アプリケーションの動作に必要な要件を満たしているか、ご確認ください。かかる環境次第では、商談画面の停止等が発生し、正常に参加できないことがあります。なお、ジェトロは、各種アプリケーションについての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。
- (12) ジェトロは、相当と判断する場合には、本事業の実施を予告なく打ち切ることがあります。
- (13) 本事業の参加に際して提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロからの連絡のために利用します。提出いただいた情報のうち、企業ロゴマーク、社名、会社概要、会社写真、会社動画、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格等をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。
- (14) ジェトロでは、出品物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いかねます。必要に応じて自己の責任及び経費負担のもと、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
- (15) ジェトロの責任に帰すことのできない事由による参加者と商談者のトラブルについては、一切責任を負いかねます。